

第147回国際高官セミナー「犯罪者処遇における社会との連携」について

国連アジア極東犯罪防止研修所 教官 渡部 淳一

1 はじめに

アジ研では、平成23年1月13日から2月10日までの間、海外から9か国10名、国内から6名の参加者を得て、「犯罪者処遇における社会との連携」を主要課題とした第147回国際高官セミナーを実施しました。参加者は、警察、裁判、矯正、保護などの刑事司法機関に勤務する実務家です。海外参加者の出身国は実に様々で、バングラデシュ、ボツワナ、ブラジル、インドネシア、ジャマイカ、ネパール、ナイジェリア、パキスタン及びパプアニューギニアからの政府職員が今回のセミナーに参加しました。

2 主要課題

本セミナーの主要課題は、「犯罪者処遇における社会との連携」でした。有罪となり刑事施設に拘禁された犯罪者のほとんどは、いずれ社会に戻っていくこととなります。その過程を円滑にし、社会への定着を持続させるためには、それを受け入れる社会からのサポートが不可欠です。また、施設内及び社会内における矯正プログラムなどの中には、社会からの支援によって、より効果的かつ効率的に実施し得るものが多くあります。このような観点から、刑事施設や保護観察所などの政府機関と地域住民、NGOや企業などの社会とが犯罪者処遇においていかに連携するか、また、社会からの犯罪者処遇への参加をいかに促進するかということが、今回の主要課題となりました。

3 研修の概要

セミナーのプログラムは、主として参加者のそれぞれの国の状況についての個人発表、アジ研教官や我が国内外の専門家の講義、主要課題にかかわる機関や施設への見学、グループワーク等から構成されています。

本セミナーにおいては、様々なバックグラウンドを持った6人の客員専門家を海外から招へいしました。これは、参加国の刑事司法制度や文化、社会及び経済の状況はそれぞれ異なっており、その国の実情に応じた最適な政策を検討・実施することに資する必要があることから、先進国におけるベスト・プラクティスを紹介することに加えて、途上国における取組も紹介する必要があるためです。

客員専門家の講義はバラエティに富んだものでしたが、犯罪者処遇において連携する相手方としては以下の3つが興味深いものでした。第1に、企業です。これは先進国において主に実施されているものですが、ここで注目されることは、企業が参加する動機は、慈善活動やCSRといった目的だけではなく、犯罪者処遇に参加することによって経済的な利益を得ることも主な目的としていることです。経済的な利益の例としては、元受刑者を出所後に雇用することによって、より低い採用コストで、離職率の低い優秀な労働者を確保できることです。また、営利企業だけではなく、営利を目的としない社会的企業の参加も注目されます。

第2に、伝統的地域社会や市民団体です。日本においても保護司などの地域の有力者が犯罪者処遇に参加していますが、主に途上国などの地域的ネットワークが健全な国においては伝統的地域社会が積極的に活用されています。また、カナダ、ニュージーランドのよ

うな国々においては、先住民の受刑者の改善更生にその所属する部族が重要な役割を果たしています。一方、先進国においては、伝統的地域社会よりも、地域を越えて特定の目的の実現のために結成された市民団体が主な活動主体となっています。

第3に、被害者です。刑事司法に対する被害者の関わり方としては、量刑や仮釈放の決定に当たって意見を述べるだけではなく、犯罪者のしよく罪意識をかん養したり、直接働き掛けることによって改善更生に寄与したりするなど様々なものがあります。被害者の参加は、被害者自身の被害からの回復を促進するという面でも利点があります。

これらの団体・個人との連携は、ただ待っていれば実現するものではなく、政府が積極的に働き掛ける必要があります。シンガポールのイエローリボン・プロジェクトの例は、心に訴えるテレビCMや各種の市民参加型イベント、効果的なシンボルの活用などとても参考になるものでした。また、客員専門家が共通して言及していたことは、社会との連携の実現のためには、政府高官によるリーダーシップが不可欠であるということです。また、政府の側のニーズと社会の側の提供できるサービスを調査し、それらをマッチングさせていくという視点も非常に新鮮なものでした。

社会との連携そのものは、日本の保護司制度のように以前からも行われていましたが、客員専門家の講義からは、近年その役割が一層重要となり、犯罪者処遇を補完する役割から対等なパートナーとみなされるようになってきたことが実感されました。

4 おわりに

今回の主要課題については、世界共通のスタンダード・モデルというものがあるものではなく、各国の刑事司法制度や文化、社会及び経済の状況などに応じて最適な在り方が異なってきます。この点において、研修実施前には、どれだけ参加者に有益な情報を提供できるかという不安がありました。しかし、セミナー終了時に保護司制度をはじめとする本セミナーで学んだことを実現するために努力したいと口々に話す参加者の姿を見ると、このセミナーが各国の刑事司法制度の向上に少しでも貢献することができたと実感することができました。